

令和6年度 事業計画（案）

I. 基本理念

「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」

誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心して健康に暮らせる地域社会の実現を願っていますが、少子高齢化は否応なく進展し社会的つながりの希薄化が進む現代社会において、個々の生活課題、福祉課題も複雑多様化し、これまでの福祉サービスやつながりだけでは解決することが困難となっています。また、世界情勢が不安定な中、燃料費や物価高騰等による経済や社会活動の低迷、生活困窮者の増加、要支援者の孤立、判断能力低下による権利擁護が必要な方々の増加、子どもや高齢虐待、ヤングケアラー問題など従来の福祉制度やサービスによる対応が困難となっています。

地域においては、これらを個々の課題として捉えるのではなく、地域全体の課題として考え、我がごととして解決に向けて行動する“地域の福祉力”を高めていくことが重要となっています。そのためには、地域福祉課題に対応するための“つながり”を維持支援し、様々な関係機関と連携し公的な福祉サービスや民間の持てる力と地域住民の主体的な地域福祉活動と合わせた、協働による地域福祉の推進が必要だと考え、住民一人ひとりがお互いに支え合い・助け合う地域を推進することを目指し、「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」を基本理念として定めます。

II. 基本目標

1. みんなで支え合う地域づくり
2. 福祉ニーズを受け止め、住民が必要な支援を受けられる体制づくり
3. 組織体制の強化と基盤づくり

III. 基本計画（実施計画と実施事業）

I-1. 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

①地域住民の主体的福祉活動の推進

(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業【赤い羽根共募助成金活用事業】

地域において見守りが必要である在宅の一人暮らし高齢者等に対し、交流する中で生活相談や精神的支えとなる見守りネットワークを形成することで地域住民による見守り活動を推進支援します。

- ①ほのぼの交流協力員事業（新規交流員の配置や研修会等の開催）
- ②ボランティア活動促進事業
- ③地区懇談会等での意見交換実施
- ④各地区での活動を情報チラシとして発行（情報発信）
- ⑤ほのぼの交流協力員の推薦（委嘱状交付、町内会との連携など）

(2) 福祉安心電話サービス事業 (町受託事業・県社協補助事業)

県社協が実施主体となり、町担当課との連携により在宅の一人暮らし高齢者等の自宅へ、緊急通報装置と火災報知器を設置し、また地域における見守りや支援の体制作りを行います。その他、通報テストの実施やペンダントの電池交換等を適宜行います。

(3) 地域住民グループ支援事業 (町受託事業)

町内会を単位として、一人暮らし高齢者等が集まれるサロンを開催する事で高齢者の地域社会とのつながりを持つ場を作り、支援者による声掛けにより安否や健康状態の把握を図ると共に、住民主体による地域福祉を支援します。

○ 地域密着型「ふれあい・いきいきサロン」実施地区の支援活動

39 地区(40 町内会)、 延べ 225 回開催予定

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・年 12 回開催地区 3 地区予定 | ・年 5 回開催地区 15 地区予定 |
| ・年 11 回開催地区 1 地区予定 | ・年 4 回開催地区 1 地区予定 |
| ・年 10 回開催地区 5 地区予定 | ・年 3 回開催地区 6 地区予定 |
| ・年 7 回開催地区 2 地区予定 | ・年 2 回開催地区 1 地区予定 |
| ・年 6 回開催地区 2 地区予定 | ・年 1 回開催地区 3 地区予定 |

②当事者の社会参加推進

(1) のびのびサロン事業(障がい者対象)【赤い羽根共募助成金活用事業】

福祉プラザのびのび館を主な拠点とし、障がい者を対象としたのびのびサロンを年 5 回開催

(2) 福祉団体などへの支援

① 福祉団体及びボランティア活動団体への助成金交付 (27 団体)

【赤い羽根共募助成金活用事業】

- ・老人クラブ連合会
- ・単位老人クラブ (16 クラブ)
- ・身体障害者福祉会
- ・母子寡婦福祉会
- ・子ども会育成連合会
- ・保育会
- ・更生保護女性会
- ・赤十字奉仕団
- ・連合婦人会
- ・こでまりの会
- ・家族介護者の会
- ・災害ボランティア連絡会

② 福祉団体各種大会への協力

- ・上北郡愛の輪レクリエーション大会 (主管：東北町社協) への参加
- ・上北郡シニアスポーツ大会開催協力

③福祉課題の把握

(1) 各種団体等への P R 活動

町内会等の会合・各種事業の集まりに職員が出向き、社協事業の周知啓発を行うとともに、地域課題や要望の掘り起こしを行います。

II-1. 地域福祉サービスの推進

①介護保険事業等の運営

(1) 居宅介護支援事業（町受託要介護認定調査等含む）

【介護保険事業所番号】 0272500596

営業日：月曜から金曜日

但し、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く

営業時間：午前8時00分～午後5時00分

(2) 通所介護事業（デイサービスセンター・町総合事業・身障デイ含む）

① 通所介護事業 【介護保険事業所番号】 0272500588

営業日：月曜日から土曜日、但し、1月1日から1月2日までを除く

営業時間：午前8時00分～午後5時00分

② 介護予防・日常生活支援総合事業

○通所型サービス（現行相当）

営業日：月曜日から土曜日、但し、1月1日から1月2日までを除く

営業時間：午前8時00分～午後5時00分

対象者：要支援者、事業対象者

○通所型サービスA（緩和型）ミニデイ

営業日：毎週金曜日、但し、1月1日から1月2日までを除く

営業時間：午前8時00分～午後5時00分

対象者：要支援者、事業対象者

(3) 法令遵守体制の整備

| | | |
|---------|--------------|-------|
| 法令遵守責任者 | 事務局長 | 下田 和樹 |
| 法令遵守担当者 | 事務局次長 | 舘 幸仁 |
| | 居宅介護支援事業 管理者 | 下沢 隆之 |
| | 通所介護事業 管理者 | 吉田 浩晃 |

②地域福祉活動の推進

(1) 外出支援事業（町受託事業・社協独自事業）

自力では通院が困難な方を対象に通院にかかる移送サービスを行います。
また、町委託の条件に合致しない場合は、社協独自の移送サービスを実施します。

(2) 食の自立支援事業（町受託事業・福祉基金活用事業）

町より委託を受け、配食サービス提供体制を整え、在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、配食ボランティアによる配達と声掛け・関係機関との連携により、見守りや安否確認を行います。また、対象者等へ定期的に情報チラシを発行し情報提供にも努めます。

(3) ほがらか教室開催事業 (町受託事業)

老人福祉センターを活動拠点とし高齢者等の生きがい及び教養・学習活動として、9教室及び1愛好会(自主活動)を開設するほか、お便りほがらか教室の発行、お達者クラブ、ほがらか楽レクチャレンジ、おしゃべりほがらかカフェ、やってみよう!ほがらカレッジを開催します。

(4) 生きがいづくりフェスの開催

ほがらか教室受講生や町民が集い、ほがらか教室閉講式・ほがらか教室受講生による作品の展示や歌や大正琴などの発表会などを開催します。

(5) 高齢者年末見守り活動事業 【赤い羽根共募助成金活用事業】

年末に見守り弁当等を配達しながら、独居高齢者世帯等の安否確認を行います。

(6) 生活支援体制整備事業 (町受託事業)

高齢者等が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活できるように、地域社会からの孤立を防ぎ、住民や関係機関、様々な団体などが助け合いの活動のネットワークを構築し、それぞれの持ち味を生かした生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域にあった支え合いの体制づくり(住民主体の自発的活動)を推進します。

- ① 生活支援コーディネーターの設置(兼務)
- ② 生活支援サービスの企画、整備、支援など
- ③ 高齢者等世帯の見守り体制の構築(町内会へ介入)
- ④ 生活支援情報の周知(チラシ作成など)
- ⑤ 地域支え合い講座の開催
- ⑥ リモート(オンライン)を含む各種研修会への参加

(7) eスポーツパーク事業 [福祉基金活用事業]

近年注目を集めている“eスポーツ(家庭用ゲーム機)”を活用し、高齢者等の社会参加の機会減少や認知機能低下、フレイル、外出意欲低下等ができる限り予防し、健康長寿と新たな居場所づくりの一助として運営します。

- ① 居場所づくり活動として活用
- ② デイサービスセンターのメニューとして活用
- ③ 社協事業を推進するための“ツール”として活用
- ④ 福利厚生等として活用(操作等支援スタッフ育成)
- ⑤ 町介護予防事業メニューとして活用(介護、認知症予防)
- ⑥ その他、様々な場面においての活用

II-2. 福祉教育・ボランティア活動の推進

① 福祉意識の高揚と人づくり

(1) 社会福祉大会の開催と参加

- ① 第19回 おいらせ町社会福祉大会の開催（町補助事業）
（会場：みなくる館 開催予定日：令和7年2月8日）
- ② 第74回 上北郡社会福祉大会への参加
（会場：七戸町 開催予定日：令和6年9月頃予定）
- ③ 第73回 青森県社会福祉大会への参加
（会場：青森市 開催予定日：令和6年11月頃予定）

(2) 社会福祉士養成実習（大学生等）の受け入れ

(3) 介護員養成研修等実習生の受け入れ

②福祉教育の推進

(1) 児童、生徒夏ぼらんていあ体験学習事業

【赤い羽根共募助成金活用事業、福祉基金活用事業】

- ① 小中学生による町内各種福祉施設でのボランティア体験学習
- ② 町内小中校との連携・協働
（百石小学校、甲洋小学校、木内々小学校、下田小学校、木ノ下小学校、百石中学校、下田中学校、木ノ下中学校）

(2) 高齢者擬似体験・車椅子体験・出前講座への職員派遣

(3) 地域ふくし川柳コンクールの開催

福祉意識の啓発活動の一環として川柳を募集し、若い世代から地域福祉についての関心を深めていただくことを目的に実施します。

③ボランティア活動の推進と災害時体制の確立

(1) ボランティアセンター事業

- ① 相談、あっせん及び募集事業
- ② ボランティア情報誌の発行（年2回）
- ③ 収集ボランティア活動の促進及びボランティア講座への参加促進
- ④ おいらせ町総合防災訓練に関わる災害ボランティアセンター設置訓練
- ⑤ 災害等に伴う職員の被災地支援のための職員派遣

(2) 福祉レクリエーション用具、福祉用具（車いす）の貸出

- ① 車椅子の貸出
- ② サロン等貸出用備品整備（レクリエーション用具等の整備）
ビーンボウリング、輪投げ、ストライクナイン、室内用ペタンク、リングリングゲーム、ビンゴゲーム（抽選器）、オーバルキャッチ、オセロ、ミニ玉入れ、ラダーゲッター、スクエアステップマット

(3) 高校生による災害ボランティア体験講座の開催

(4) 災害ボランティアネットワークの構築

おいらせ町災害ボランティア連絡会等と連携し、災害時のボランティアセンター運営に係る研修会等を実施し、平常時からボランティアネットワークの構築を図る。また、上十三地域市町村社会福祉協議会連絡会災害時相互応援協定に基づき、上十三地域社協相互間で応援等を円滑に行う。

Ⅱ-3. 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

①福祉情報の提供

(1) 社協広報誌の発行（年2回） 【赤い羽根共募助成金活用事業】

社協だよりの発行を行い、町内会との福祉懇談会を開催するなど社協の組織、事業内容や福祉情報の発信に努め、広報活動の推進を図ります。

(2) ボランティア情報誌の発行（年2回）【赤い羽根共募助成金活用事業】

(3) 社協ホームページの活用

住民への情報開示、提供のため「社協ホームページ」を活用し、定期的に情報を更新し、町民や町民以外の方へも広く情報を公開して行きます。

(4) SNS（おいらせ町社協公式インスタグラム・LINE）の活用

事業など情報発信活動ツールとして、社協事業紹介、PRなどを幅広い世代へ行っていきます。

②相談体制の確立

(1) 心配ごと相談事業（無料法律相談開設含む）

○ 心配ごと相談所の開設 【赤い羽根共募助成金活用事業、福祉基金活用事業】

① 一般相談所の開設 月1回

・相談員 4人体制

・毎月 第1又は第2水曜日 いきいき館 10時～12時

② 特別相談所の開設

・弁護士を相談員とする法律相談所を年3回開設する。

(2) 福祉サービス苦情解決、第三者委員の設置

福祉サービスの利用者からの苦情解決に社会性や客観性を確保した適切な解決を図るために、福祉サービス苦情解決第三者委員を設置します。

③生活支援体制の確立

(1) 日常生活自立支援事業 (あっぷるはーと)

- ① 基幹的社会福祉協議会(八戸市社協)との連携と初期相談の受付
- ② 生活支援員との連携、支援、調整など

(2) たすけあい資金貸付事業 (社協独自事業)

資金貸付及び要援助者の自立に向けた相談支援を行う、償還指導による不良債権の解消と貸付原資の確保を図ります。

(3) 生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)

県社協との連携により、相談申込者世帯の自立に向け資金貸付に関する相談援助や申請手続きを支援します。また、償還促進運動を実施し不良債権の解消を図ります。

緊急小口資金等特例貸付に係る債権管理事務(償還免除、償還猶予)への相談対応、自立相談支援機関等へのつなぎ支援、償還が滞っている人への継続的な支援を行って参ります。

その他、必要に応じ生活困窮者自立支援制度相談支援実施機関や行政、法テラス等の他機関との連携を図ります。

(4) フードバンク機能等支援事業 【赤い羽根共募助成金活用事業、福祉基金活用事業】

フードバンク機能体制の構築を図り、町や県社協、企業、各種団体等との連携により、生活困窮者等への支援事業を展開して参ります。

(5) ひとり親世帯等サポート事業 【福祉基金活用事業】

物価上昇、燃料高騰等の長期化や様々な原因によって、経済的な影響を受けやすい「ひとり親世帯」等へ様々な支援事業を展開して参ります。

④施設運営管理体制の確立

(1) 地域福祉センター管理運営事業

地域福祉センター(いきいき館)の管理受託運営、防火管理者の配置
消防訓練の実施：年2回、水害等想定訓練、施設小破修繕等対応など

(2) 福祉プラザ管理運営事業

福祉プラザ(のびのび館)の管理受託運営、防火管理者の配置
消防訓練の実施：年2回、水害等想定訓練、施設小破修繕等対応など

(3) 老人福祉センター管理運営事業

老人福祉センターの管理受託運営、防火管理者の配置
消防訓練の実施：年2回、水害等想定訓練、施設小破修繕等対応など

Ⅲ- 1. 社協基盤の充実・強化

①社協組織の強化

(1) 役員研修会等の実施参加

役員の関係する研修会への参加促進により組織の活性化を図ります。

(2) 理事会・評議員会の充実

理事会、評議員会、監査会を開催し会務の運営に必要な事項を審議すると共に、適宜、正副会長会議や職員会議を開催し案件等を協議します。

(3) 委員会の設置

- ① 福祉サービス苦情解決第三者委員会
- ② 生活福祉資金貸付調査委員会
- ③ たすけあい資金貸付委員会
- ④ 評議員選任・解任委員会

(4) その他必要な活動

- ① 福祉避難所の確保に関する協定の締結により災害時等に対象者となる方の受け入れをします。(受入対象：高齢者・要介護1以上)
- ② 福祉協力員の委嘱（町内会長連絡会議にて交付予定）
- ③ 被災者等援護活動
- ④ 要援護者世帯の調査活動（地域包括支援センターと連携し高齢者等見守り世帯の把握に努めます。）
- ⑤ 地域ケア会議等での情報交換や各関係機関との連携を図ります。
- ⑥ 近隣の市町村社協との担当者情報交換等の連携を図ります。

②職員の資質向上

(1) 職員の資質向上

- ① 職員関係研修会への参加促進や福祉サービスの自己評価の取組を通じ、職員の資質向上を図ります。
- ② 職場のコミュニケーションを図ることで、より良い信頼関係を築き、相談しやすい環境づくりを構築します。
- ③ 事業運営に対する職員の自由な発想と創意工夫を生かした「職員提案制度」を構築します。

③財政基盤の強化

(1) 会員会費制度の理解と加入促進

(2) 公費補助、助成の確保

(3) 共同募金運動への協力

(4) 各種助成制度等の活用

(5) 福祉基金の活用

福祉基金の適正な運用を図り、福祉事業財源として活用することで必要な地域福祉事業を企画、実施、継続等して実施していきます。

(6) 財務管理の適正化促進

- ① 職員の意識改革（外部講師を招いての職場内研修の実施や参加）
- ② 内部けん制体制の構築（管理体制の確立による内部けん制体制の強化）
- ③ 会計専門家による定期的経理指導（公認会計士の定期的な指導と点検）
- ④ 内部監査の実施（職員相互による内部監査の実施・年4回）
- ⑤ 町財政援助団体監査、補助金・委託事業等の監査への対応
- ⑥ 各種福祉団体会計事務の管理（けん制体制の強化）